

家 畜 共 済 診 療 点 数 表

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	
〔第1診察料〕			<p>診察とは、病傷の識別を行うために獣医師のとりまわ^{りん}告、望診、触診、打診、聴診、骨硬度検査及び一般的検査をいい、理化学的検査及び顕微鏡的検査を含まない。</p>
1 初 診	130	12	<p>1 第1診に行う診察をいう。</p> <p>2 繁殖障害の診療継続中に繁殖障害以外の病傷が発生して診察を行った場合及び繁殖障害以外の病傷の診療継続中に繁殖障害が発生した場合にも、この点数を適用する。</p> <p>3 ただし、1又は2の場合であっても、令和2年1月1日前に共済掛金期間が始まる共済関係に係る家畜には適用しない。</p> <p>4 予後不良と診断した場合は、B種に15点を加える。</p>
2 再 診	55	7	<p>1 第2診以後予後判定又は治癒判定のため単に診察するのみで、薬治、検査、注射、処置及び手術を行わない場合に限る。</p> <p>2 予後不良と診断した場合は、B種に15点を加える。</p>
3 往 診			<p>1 往診距離は、片道のみを計算し、1戸に2頭以上の患畜がある場合は、往診1回とする。</p> <p>2 2戸以上連続して往診した場合（1戸であっても異なる場所を連続して往診した場合を含む）は、それぞれ次の患畜に至るまでの距離とする。ただし、その距離が次の患畜とその獣医師の診療施設を起点とした距離と比べて長い場合、当該獣医師の診療施設を起点とした距離を往診距離とする。</p> <p>3 夜間、深夜又は悪天候時の往診については、B種に下表の点数を加える。</p>

番号 種別	点数		備考																		
	B種	A種																			
500メートル以内の場合	86	17	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>500メートルまでの部分について</td> <td>4キロメートルまでの部分について</td> <td>4キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとに</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td rowspan="2">33</td> <td rowspan="2">68</td> <td rowspan="2">12</td> </tr> <tr> <td>悪天候時</td> </tr> <tr> <td>深夜</td> <td rowspan="2">68</td> <td rowspan="2">134</td> <td rowspan="2">23</td> </tr> <tr> <td>夜間で悪天候時</td> </tr> <tr> <td>深夜で悪天候時</td> <td>101</td> <td>202</td> <td>30</td> </tr> </table>		500メートルまでの部分について	4キロメートルまでの部分について	4キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとに	夜間	33	68	12	悪天候時	深夜	68	134	23	夜間で悪天候時	深夜で悪天候時	101	202	30
				500メートルまでの部分について	4キロメートルまでの部分について	4キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとに															
夜間	33	68	12																		
悪天候時																					
深夜	68	134	23																		
夜間で悪天候時																					
深夜で悪天候時	101	202	30																		
500メートルを超える場合	173	41	<p>4 夜間とは、午後6時から翌日午前8時までの間（深夜を除く。）をいい、深夜とは、午後10時から翌日午前5時までの間をいう。</p> <p>5 悪天候時とは、暴風時又は暴風雪時をいう。</p> <p>1 往診距離が4キロメートルを超えたときは、12キロメートルまでの部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとにB種に29点、A種に9点を、12キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとにB種に30点、A種に9点を加える。</p> <p>2 悪天候時又は険路のためやむを得ず徒歩で往診した場合において、徒歩距離が1キロメートルを超えたときは、4キロメートルまでの部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に67点を、4キロメートルを超える部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に11点を加える。</p> <p>3 積雪地域（別表に掲げる地域をいう。）において積雪期（12月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）に往診した場合は、B種及びA種に3点を加え、往診距離が4キロメートルを超えたときは、4キロメートル又はその端数を増すごとにB種及びA種に更に3点を加える。</p>																		
4 滞在診	897	9	1 1夜についての点数とする。																		

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
5 立 会 診	522	8	2 往診して深夜を含む6時間以上行われた場合に限る。
【第2薬治料】			
6 薬 治			1 医薬品を畜主に交付することをいう。 2 疾病予防薬及び寄生虫の駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）の薬治には適用しない。 3 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 4 調剤とは、一定の処方により1種以上の医薬品を特定の分量によって特定の用法に適するように調整することをいう。
調剤を必要とするもの	74	14	
調剤を必要としないもの	55	5	
【第3文書料】			
7 診 断 書	101	5	同一内容のもの1回の交付についての点数とする。 処方箋及びと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第15条第2項の死亡診断書又は死体検案書の場合にも適用する。
8 検 案 書	101	5	自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査した場合に、獣医学的証明のために作成する文書をいう。
【第4検査料】			
9 採 血	68	8	検査材料の採取を含む。ただし、血液の検査のための採血及び導尿による採尿を除く。

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
10 乳汁簡易検査	57	7	CMT法又はその変法による細胞数検査、カタラーゼ、塩素量、pH、電気伝導度、血乳等の検査をいう。
11 乳汁ケトン体検査	61	27	乳汁中のケトン体を酵素法による簡易測定試験片により測定した場合とする。
12 乳汁顕微鏡的検査	159	47	1 ブリード法による細胞数検査等をいう。 2 体細胞数自動測定を行った場合は、B種を103点、A種を43点とする。
13 乳汁理化学的検査	141	36	NAGase活性、ラクトフェリン、エンドトキシン等の検査をいう。
14 微生物簡易検査	112	40	無染色及び普通染色の顕微鏡的検査（トリコモナス、皮膚真菌症等の検査を含む。）をいう。
15 微生物特殊検査	185	43	特殊染色による顕微鏡的検査をいう。
16 薬剤感受性検査	168	56	1 ディスク法（直接法）による検査をいう。 2 ディスク法（間接法）を行った場合は、B種を251点、A種を83点とする。 3 臨床型乳房炎について、2分房以上に対し検査を行った場合は、1分房増すごとにB種に96点、A種に34点を加える。
17 細菌分離培養検査	259	91	1 検査材料から原因菌を純培養し菌種を同定する検査をいう。 2 臨床型乳房炎について、選択培地を用いた場合は、B種及びA種に16点を加える。 3 臨床型乳房炎について、2分房以上に対し検査を行った場合は、1分房増すごとにB種に107点、A種に45点を加え、選択培地を用いた場合は、1分房増すごとにB種に123点、A種に61点を加える。 4 臨床型乳房炎について、増菌培養を併せて行った場合は、B種に78点、A種に28点を加える。

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
18 血液一般検査	77	22	5 菌の有無のみを検査した場合は、B種を94点、A種を44点とする。
			6 5の場合において、臨床型乳房炎について、選択培地を用いた場合は、B種及びA種に16点を加える。
			7 5の場合において、臨床型乳房炎について、2分房以上に対し菌の有無のみを検査した場合は、1分房増すごとにB種に55点、A種に25点を加え、選択培地を用いた場合は、1分房増すごとにB種に71点、A種に41点を加える。
			8 嫌気性培養を併せて行った場合は、B種に147点、A種に85点を加える。
			1 血球数自動計数装置により血球数等の測定を行った場合とする。
19 血液顕微鏡的検査	134	22	2 視算法により血球数等の測定を行った場合は、B種を152点、A種を20点とする。
			3 遠心法により、ヘマトクリット値の測定を行った場合は、B種を77点、A種を13点とする。
			4 血清又は全血による平板凝集反応を行った場合は、B種を97点、A種を13点とする。
			血液像、血液寄生原虫等の検査をいう。
20 血液生化学的検査	55	25	1 試験紙、簡易測定器、分光光度計等による血液成分の測定をいう。
			2 (2) から (4) までの検査を2種以上行った場合は、行った検査のうち最も大きい基本点数に、併せて行った検査の増点点数を加える。
(1) 総蛋白質量 アルブミン ZTT 血中尿素窒素 (BUN) CRE 血糖			検査は各種別を合算して算定する。ただし、家畜から1回に採取した血液を用いて検査を5種以上行った場合は、当該点数にかかわらず、検査の種別数に応じて次に掲げる点数により算定する。 ①5種以上7種以下 B種277点 A種126点 ②8種又は9種 B種334点 A種152点 ③10種以上 B種389点 A種177点

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
	総コレステロール 中性脂肪 リン脂質 遊離脂肪酸 血清カルシウム 血清マグネシウム 血清無機リン ナトリウム カリウム クロール 血清鉄 血清銅 AST (GOT) ALT (GPT) OCT γ-GTP LDH CK ALP ビリルビン 血色素量			血球数自動計数装置により血色素量の測定を行った場合は、適用しない。
(2)	血清蛋白質分画 血漿フィブリノーゲン ムコ蛋白 α1酸性糖蛋白 リポ蛋白 シアル酸 出血凝固時間 プロトロンビン時間 部分トロンボプラスチン時間	122	38	検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に65点、A種に25点を加える。
(3)	フィブリン分解産物 (FDP) アポリポ蛋白 アンモニア 血中乳酸	180	51	1 検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に95点、A種に33点を加える。 2 ポータブル測定器によりβヒドロキシ酪酸の測定を行った場合は、B種を73点、A種を13点とする。

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
	βヒドロキシ酪酸			
	セレンウム			
	LDHアイソエンザイム			
	グルタチオンペルオキシダーゼ			
	ガストリン			
	メトヘモグロビン			
	BSP試験			異物排泄能試験をいう。
(4)	ビタミンA	276	144	1 検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に181点、A種に109点を加える。
	ビタミンE			2 ポータブル測定器により血液ガスの測定を行った場合は、B種を183点、A種を123点とする。
	βカロチン			
	インスリン			
	プロジェステロン			乳汁を用いて測定した場合にも、この点数を適用する。
	血液ガス			
	エンドトキシン			
21	血清学的検査			
	ELISA検査	269	29	
	ラテックス凝集反応検査	169	18	
	血球凝集反応検査	198	21	
	沈降反応検査	274	29	
	その他の血清学的検査	245	27	
22	PCR検査	317	34	
23	寄生虫検査	137	25	1 内・外寄生虫、子虫及び虫卵の検査をいう。 2 検査キットにより寄生虫の検査を行った場合は、B種を140点、A種を101点とする。

番号 種別	点数		備 考
	B種	A種	
24 直腸検査	188	7	<p>1 直腸内に手を挿入して消化器系、泌尿器系又は生殖器系の諸臓器について内部触診を行った場合とする。</p> <p>2 腔検査（腔鏡検査、腔内診検査）を含む。</p>
25 穿刺検査	253	35	<p>骨髄、リンパ節、滑液囊等の穿刺及び採取材料の検査をいう。</p>
26 生体組織学的検査	500	55	<p>肝臓穿刺、脾臓穿刺、心膜穿刺、腎臓穿刺等生体穿刺法による組織、子宮内膜、腫瘍組織の採取及びその組織学的検査並びに子宮灌流液、肺胞洗浄液等の細胞診の検査をいい、直腸検査を含む。</p>
27 尿検査	45	11	<p>1 pH、たんぱく質、アルブミン、血色素、筋色素、インジカン、ビリルビン、ウロビリノーゲン、亜硝酸塩、アミラーゼ、ブドウ糖、比重、リン酸塩、アセトン等の検査並びにアンモニア反応及び潜血反応の検査をいう。</p> <p>2 NAGase及び尿沈渣の検査を行った場合は、B種を150点、A種を35点とする。</p>
28 胃内容液検査	330	34	<p>1 pH及びマイクロフローラの検査をいう。</p> <p>2 pH検査のみを行った場合は、B種を192点、A種を15点とする。</p> <p>3 アンモニア、亜硝酸態窒素、低級脂肪酸（VFA）を測定した場合は、B種を614点、A種を80点とし、2種以上測定した時は、1種増すごとにB種に283点、A種に47点を加える。</p> <p>4 エンドトキシンを測定した場合は、B種を754点、A種を220点とする。</p>
29 レントゲン検査 撮 影	835	198	<p>1 小型（ポータブルタイプ等）の装置を用いた場合とし、デジタル映像化処理を含む。</p>

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
	透視	869	275	<p>2 中型以上の装置（大動物診療用レントゲン自動車等）を用いて四ツ切フィルムを使用した場合、B種を882点、A種を245点とし、大角フィルムを使用した場合、B種を923点、A種を286点とする。</p> <p>3 フィルムの枚数にかかわらず、この点数を適用する。</p> <p>撮影、VTR記録、デジタル映像化処理及びプリンタによる記録を含み、検査部位数あるいは記録枚数にかかわらずこの点数を適用する。</p>
30	心電図検査	227	59	<p>1 心電計を用いて循環器障害の検査を行った場合とする。</p> <p>2 心音心電計を用いて心音図・心電図の検査を同時に行った場合は、B種を356点、A種を206点とする。</p>
31	超音波検査	260	92	<p>1 超音波画像診断装置を用いて画像検査を行った場合とする。</p> <p>2 高分解能プローブを用いた検査又はドプラ法による検査を行った場合は、B種を468点、A種を300点とする。ただし、腹腔内臓器（心臓、肝臓、腎臓等）及び馬の関節（<small>けん</small>等）の周囲軟部組織を含む。）の検査に適用し、繁殖障害の検査には適用しない。</p>
32	体腔内異物検査	65	7	金属異物探知機による検査をいう。
33	子宮頸管粘液検査	140	25	子宮頸管粘液の採取及び顕微鏡的検査をいう。
34	卵管疎通検査	337	24	直腸検査を含む。
35	蹄病検査	206	25	<p>1 挙肢して検査を行った場合とする。</p> <p>2 2肢以上行った場合でも、この点数を適用する。</p>

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
36 内視鏡検査	341	71	硬性鏡、ファイバースコープ等による検査をいう。ただし、腹腔内検査又は関節腔内検査を行った場合、B種を1,058点、A種を421点とし、腹腔内検査については、直腸検査を含む。
37 検案			自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査し、検案書を交付した場合とする。
解剖した場合			
牛・馬	810	65	
種豚	502	65	
解剖しない場合	276	6	
【第5注射料】			<ol style="list-style-type: none"> 1 1回についての点数とする。なお、同一種類の注射薬を、その必要量に応じて2管以上使用しても1回とする。 2 疾病予防薬及び寄生虫の駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）の注射には適用しない。 3 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。ただし、前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔のために使用した医薬品については、増点することができない。 4 血清類については、全て治療に用いた場合に限り、予防の目的をもって使用した場合は、適用しない。ただし、外傷及び手術の場合に行う破傷風血清注射は、この限りではない。
38 皮下注射	70	13	<ol style="list-style-type: none"> 1 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、B種に32点を加える。 2 補液管を使用した場合は、B種及びA種に26点を加える。
39 筋肉内注射	70	13	

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
40 静脈内注射	94	13	<p>1 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に32点を加える。</p> <p>2 補液管を使用した場合（点滴注射を行った場合を除く。）は、B種及びA種に26点を加える。</p> <p>3 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B種及びA種に28点を加える。</p> <p>4 生後60日齢以内の牛に静脈内注射を行った場合は、B種に13点を加える。</p> <p>5 動脈内注射にも適用し、B種を221点とする。</p>
41 点滴注射	280	55	<p>1 点滴装置による持続的な静脈内注射をいう。</p> <p>2 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に32点を加える。</p> <p>3 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B種及びA種に28点を加える。</p>
42 関節腔内注射	213	15	
43 脊髄腔内注射	335	78	クモ膜下腔に達する注射をいう。
44 腰椎注射	276	78	<p>1 腰椎の硬膜外腔に達する注射を行った場合とする。</p> <p>2 前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔にあつては、開腹を行った場合に限り適用し、B種に64点を加える。</p>
45 尾椎注射	157	15	尾椎の硬膜外腔に達する注射を行った場合とする。
46 卵巣直接注射	274	17	卵巣実質内直接注射及び嚢腫内直接注射をいい、直腸検査を含む。
【第6処置料】			

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
47 投薬			<p>1 疾病予防薬及び寄生虫の駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）の投薬には適用しない。</p> <p>2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>3 調剤して投薬した場合は、B種に17点、A種に11点を加える。</p>
胃カテーテルによらない投薬	59	5	
胃カテーテルによる投薬	136	7	<p>1 初乳（人工初乳を含む。）の投与を含む。</p> <p>2 胃カテーテルによる投薬及び胃内ガス除去を行った場合は、B種に58点を加える。</p>
48 洗浄			薬液による洗浄をいう。
眼洗浄・涙管洗浄・鼻腔洗浄・腔洗浄及び包皮洗浄	71	21	
耳洗浄	179	37	<p>1 耳洗浄には鼓室洗浄を含む。</p> <p>2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p>
乳房内洗浄	114	37	<p>1 甚急性乳房炎に対する処置として行った場合に限り適用する。</p> <p>2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に51点、A種に24点を加える。</p>
ぼうこう膀胱洗浄			
雌	181	39	
雄	240	39	
関節洗浄	368	114	
49 ぼうこう膀胱内薬剤注入			<p>1 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p>

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
	雌	130	13	2 膀胱内薬剤注入に先立って導尿を行った場合は、B種に雌は25点、雄は39点を加える。
	雄	171	12	
50	あん 罨法	101	51	あん 罨法材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
51	塗布又は塗擦			1 消毒、消炎、皮膚病の治療等の目的で皮膚又は粘膜に医薬品を外用することをいう。 2 被覆材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
	水剤	59	5	
	こう 膏剤	66	12	
52	散布	56	6	
53	気管内薬剤噴霧	103	16	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
54	第一胃内容液投与	472	12	第一胃内容液を採取・投与することをいう。
55	胃洗浄	341	23	
56	かん 浣腸	104	20	
57	導尿			尿道カテーテルを用いた場合に限る。
	雌	134	5	
	雄	164	4	
58	子宮洗浄			洗浄液及び直腸検査を含む。
	牛	714	137	
	馬	983	406	

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
種豚	570	221	
59 子宮内薬剤挿入	243	9	<p>1 直腸検査を含む。</p> <p>2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>3 薬剤注入を行った場合は、B種に65点、A種に3点を加える。</p>
60 胎盤停滞処置			<p>胎盤停滞処置後、医薬品の注挿入を行った場合、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p>
牛・種豚	245	11	<p>牛について、胎盤を子宮小丘から剥離し除去した場合は、B種に367点を加え、かつ、当該除去直後に子宮洗浄を行った場合は、B種及びA種に126点を加える。</p>
馬	767	11	<p>胎盤停滞処置直後に子宮洗浄を行った場合は、B種及びA種に211点を加える。</p>
61 理学的治療	182	14	<p>紫外線治療、超短波治療その他電気、光線、放射線等による治療をいう。</p>
62 乳房内薬剤注入	58	4	<p>使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p>
63 ちょう 吊起	341	23	<p>エアーマットを用いた場合は、B種に253点、A種に24点を加える。</p>
64 外傷治療			<p>1 洗浄、塗布、塗擦等一切の治療処置及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に66点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に262点を加える。また、縫合を行った場合には、B種に60点、A種に26点を加える。</p> <p>2 外傷治療で装着したギプスを除去した場合は、B種を157点、A種を31点とする。</p>
小（20センチメートルまで）			

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
	第1回	160	33	外傷が筋肉、臓器に達するものについては、B種に62点、A種に26点を加える。
	第2回以後	78	16	
	大（20センチメートルを超えるもの）			
	第1回	376	65	外傷が筋肉、臓器に達するものについては、B種に104点、A種に51点を加える。
	第2回以後	160	33	
65	第四胃変位簡易整復	251	5	
66	蹄病 ^{てい} 処置			蹄病 ^{てい} 処置で装着したギプスを除去した場合は、1肢につきB種を115点、A種を31点とする。
	第1回	538	53	<ol style="list-style-type: none"> 蹄病^{てい}検査を含む。 蹄病^{てい}手術の後治療にも適用する。 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に34点を、蹄底^{てい}ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、B種及びA種に191点を加える。 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に300点、A種に33点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に34点を、蹄底^{てい}ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に191点を加える。
	第2回以後	490	53	2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に300点、A種に33点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に34点を、蹄底 ^{てい} ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に191点を加える。
67	その他の外科的処置	115	31	1 処置、手術の後治療（第2回以後の点数を規定したもの及び蹄病 ^{てい} 手術の後治療を除く。）、乱刺、副木包帯、その他一般外科的処置をいう。

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
68 鎮静術	94	13	<p>2 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を使用した場合は、B種及びA種に34点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に191点を加える。</p> <p>3 その他の外科的処置で装着したギプスを除去した場合は、B種を115点、A種を31点とする。</p> <p>1 レントゲン検査、超音波検査、第6処置料及び第7手術料の各種別と併せて行った場合に限り適用する。</p> <p>2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p>
69 蘇生術	314	130	<p>胎子^{べん}娩出後の新生子牛に対する、胎水の吸引、酸素吸入又は人工呼吸をいう。</p>
70 静脈内 ^{かん} 灌流	150	69	<p>1 感染症に対する治療の目的で行った場合とする。</p> <p>2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p>
71 点眼	53	3	<p>使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p>
72 点耳	56	6	<p>使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p>
【第7手術料】			<p>手術のため必要な注射、洗浄、塗布、塗擦、散布等一切の治療処置及び被覆材料並びに医薬品（感染防止のために応用されるものを含む。）を含む。ただし、前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔を行い開腹した場合には、腰椎注射を併せて適用できる。また、鎮静又は全身麻酔を行った場合には、鎮静術又は麻酔術を併せて適用し、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。他に、帝王切開、子宮脱整復、難産介助及び子宮捻転整復を行った場合に使用した子宮弛緩剤、並びに開腹及び開胸手術を行った場合に2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p>

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
頭 部 手 術			
73 円鋸術 ^{きよ}	385	71	1 1個についての点数とする。 2 洗浄を含む。
74 眼科手術	385	71	1 眼帯を含む。 2 眼球摘出手術の場合は、B種を631点、A種を103点とする。
75 整歯			
鑲整 ^ろ			斜歯、剪状歯 ^{せん} 、階状歯等の鑲整及び歯鉋 ^{ほう} による短切をいう。
牛・種豚	241	23	
馬	410	94	
短切			歯缺 ^{きよう} による短切をいう。
牛・種豚	288	52	
馬	461	123	
76 抜歯			1 1歯についての点数とする。 2 歯槽骨膜炎等による歯牙打出の場合は、B種に501点、A種に80点を加える。
牛・種豚	326	30	
馬			
贅歯 ^{ぜい} 、乳臼歯	498	101	
裂歯、永久臼歯	570	101	
77 鼻鏡断裂手術	691	114	鼻鏡断裂の縫合手術をいう。
頸 部 手 術			
78 気管切開	360	114	

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
79 食道異物除去	341	23	
80 食道切開	592	102	
81 ^{さく} 齧癖矯正術	3,415	442	
胸腹部手術			
82 ^{せん} 穿胸	227	42	胸水排除のための ^{せん} 穿胸術をいい、胸腔内貯留液の疑いがある場合において診断のために行う ^{せん} 穿胸術は、診察に含まれる。
83 ^{せん} 穿胃	178	34	1 薬剤の注入を含む。 2 腹膜 ^{かん} 灌流を同時に行った場合は、B種に94点、A種に13点を加える。
84 第四胃変位簡易整復手術	615	155	デラハンティ法、ビンツリ法等の経皮的簡易整復手術をいう。
85 開胸			1 2,000ミリリットル以内の補液に用いた医薬品を含む。 2 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
牛・馬	9,788	899	
種豚	3,426	450	
86 開腹			1 直腸検査を含む。 2 2,000ミリリットル以内の補液に用いた医薬品を含む。 3 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
牛・馬			
帝王切開	6,857	929	使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
	腸管手術	5,198	789	<p>1 腸捻転、腸重畳等の手術をいう。</p> <p>2 腸管吻合<small>ふん</small>を行った場合は、B種に1,722点を加える。</p> <p>3 馬の結腸の捻転整復と同時に結腸切開も併せて行った場合は、B種に1,079点を加える。</p>
	第一胃切開	5,801	736	<p>第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。</p>
	第三胃、第四胃切開	4,685	431	<p>第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。</p>
	第四胃変位整復手術	4,868	745	<p>1 第四胃の捻転整復を行った場合は、B種に1,079点を加える。ただし、第四胃の捻転整復と同時に第三胃の捻転整復も併せて行った場合は、B種に1,209点を加える。</p> <p>2 第三胃、第四胃又は盲腸切開を同時に行った場合は、B種に330点、A種に43点を加える。</p> <p>3 第一胃切開を同時に行った場合（第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合を除く。）は、B種に1,446点、A種に348点を加える。</p>
	その他の開腹	2,985	456	<p>1 剥離、切除等の処置を同時に行った場合は、B種に711点、A種に134点を加える。</p> <p>2 難産介助のため開腹を行った場合、子宮捻転整復のため開腹を行った場合、膀胱手術<small>ぼうこう</small>のため開腹を行った場合は、それぞれ「難産介助」、「子宮捻転整復」、「膀胱手術<small>ぼうこう</small>」を適用する。</p>
	種豚 (帝王切開)	3,978	425	
87	せん 穿腸	259	41	<p>薬剤の注入を含む。</p>
88	ヘルニア整復	1,712	116	<p>1 観血手術によって整復した場合とする。</p> <p>2 メッシュ法により整復した場合は、B種及びA種に173点を加える。</p>
89	摘出手術	727	150	<p>放線菌症、ブドウ菌腫、病的睾丸<small>こう</small>等の摘出をいう。</p>

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
90 膣脱整復	278	80	<p>1 圧定法による整復とし、洗浄、按摩、圧迫包帯、圧定器使用等の処置を含む。</p> <p>2 陰門縫合により膣脱整復を行った場合は、B種に80点、A種に26点を加える。</p>
91 膣脱整復手術			
縫合法	637	185	ボタン法等による手術をいう。
観血法	1,315	213	
92 子宮脱整復	1,807	321	<p>1 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>2 整復に先立って起立困難な牛馬を獣医師が起立補助器具を用いて起立させた場合は、B種に341点、A種に23点を加える。さらに、エアーマットを用いた場合は、B種に253点、A種に24点を加える。</p>
93 直腸脱整復			
縫合法	282	84	
観血法			
牛・馬	701	173	子牛の肛門設置術を行った場合は、B種に309点を加える。
種豚	606	173	
94 難産介助			<p>1 胎子の失位等の原因により分娩困難な場合に人工的に講じた処置（人工破水、過大胎子の引き出し、胎子の不正胎勢、不正胎向、不正胎位等の整復等）をいい、死亡胎子の摘出も含む。</p> <p>2 産道の損傷が腹腔に達するものについて、縫合等の産道損傷手術を行った場合は、B種に540点、A種に142点を加える。</p>
牛・馬	690	113	<p>1 難産介助を行った場合において、30分を超えても娩出しない場合は、B種に514点を加える。</p> <p>2 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p>

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
	種豚	419	102	<p>3 開腹により胎子の失位等を整復した場合は、B種に2,594点、A種に456点を加える。</p> <p>4 切胎（胎子の断頭、断脚及び内臓摘出等をいう。）を行った場合は、切胎時に行う医薬品の注挿入、塗布、注射、子宮洗浄等にかかわらず、B種を2,904点、A種を255点とする。</p> <p>難産介助を行った場合において、娩出の間隔が30分を超えた場合は、B種に309点を加える。</p>
95	子宮捻転整復			<p>1 子宮捻転を整復した場合並びに子宮捻転を整復して胎子を娩出させた場合及び死亡胎子の摘出を行った場合とする。</p> <p>2 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p>
	胎子の回転法	855	110	立位のまま整復を行った場合とする。開腹により子宮捻転を整復した場合は、B種に2,594点、A種に456点を加える。
	母体の回転法	1,459	110	後肢吊り上げ法にも適用する。
96	乳房切開手術	1,830	234	<p>1 外陰部動脈結紮手術にも適用する。</p> <p>2 乳房切除手術の場合は、B種に1,052点を加える。</p>
97	乳頭狭窄手術	409	91	<p>1 乳頭切断手術を行った場合は、B種に23点を加える。</p> <p>2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に119点、A種に18点を加え、乳頭切断手術を行った場合は併せてB種に23点を加える。</p>
98	乳頭手術	825	80	2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に506点、A種に46点を加える。
99	膀胱手術	531	102	開腹手術を行った場合は、B種に4,550点、A種に401点を加える。
100	尿道切開手術	886	141	尿道瘻形成手術を行った場合は、B種に745点を加える。

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
101 ぼうこうせん 膀胱穿刺	352	41	2 カテーテルを留置した場合は、B種に254点、A種に95点を加える。 ぼうこう 膀胱の破裂等を防止するため、ぼうこう 膀胱内に貯留した尿を排除した場合とする。
四肢手術			
102 骨折整復			骨折整復で装着したギプスを除去した場合は、B種を157点、A種を31点とする。
観血整復術	6,793	2,357	1 骨接合板を用いて整復した場合とする。 2 骨接合板と骨髄ピンにより整復した場合は、B種を8,233点、A種を2,934点とする。 3 ギプス包帯を用いた場合は、B種及びA種に262点を加える。 4 トーマスプリントを用いた場合は、B種及びA種に559点を加える。 5 骨接合板を除去した場合は、B種を719点、A種を142点とする。
非観血整復術	697	216	1 固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に66点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に262点を加える。 2 骨髄ピンを用いた場合は、B種に6,727点、A種に2,185点を加える。 3 トーマスプリントを用いた場合は、B種及びA種に559点を加える。
創外固定術	4,244	1,138	
103 ナックル整復	675	221	1 固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に34点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に191点を加える。 2 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に435点、A種に185点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に34点を、ギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に191点を加える。

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
104 脱臼整復	728	212	<p>3 腱切断術又は腱延長術を行った場合は、B種に331点、A種に85点を加える。</p> <p>4 ナックル整復で装着したギプスを除去した場合は、1肢につきB種を115点、A種を31点とする。</p> <p>1 靭帯、腱等の損傷部位の固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に66点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に262点を加える。</p> <p>2 脱臼整復で装着したギプスを除去した場合は、B種を157点、A種を31点とする。</p>
105 膝蓋関節脱臼整復手術	717	123	<p>観血手術の場合とする。</p>
106 蹄病手術	827	87	<p>1 蹄病検査を含む。</p> <p>2 蹄冠部又は蹄角質部の病巣を切開又は摘出する場合をいい、被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に34点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に191点を加える。</p> <p>3 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に547点、A種に61点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に34点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に191点を加える。</p> <p>4 断蹄手術の場合は、B種を1,735点、A種を139点とする。</p> <p>5 蹄病手術で装着したギプスを除去した場合は、1肢につきB種を115点、A種を31点とする。</p>
その他の手術			

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
107 切開手術			<p>1 膿瘍、癰、癰、フレグモーネ、挫傷等の切開（患部の切開、排膿、薬液洗浄等切開に伴う一切の治療処置を含む。）をいい、被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を使用した場合は、B種及びA種に66点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に262点を加える。</p> <p>2 切開手術で装着したギプスを除去した場合は、B種を157点、A種を31点とする。</p>
小（20センチメートルまで）			
第1回	331	85	骨鑿を用いずに腐骨を除去した場合には、この点数を適用する。
第2回以後	185	43	
大（20センチメートルを超えるもの）			関節切開（関節腔に達する切開を加える場合に限る。）には、この点数を適用する。
第1回	719	142	骨鑿を用いて骨髄等を搔爬し、骨髄内の腐骨を除去した場合には、この点数を適用する。
第2回以後	270	72	
108 麻酔術	371	55	<p>1 全身麻酔に限る。</p> <p>2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>3 吸入麻酔を行った場合は、B種に787点、A種に251点を加える。</p>
109 焼烙	147	18	点状焼烙、線状焼烙、穿刺焼烙等をいう。
〔第8入院料〕			
110 入院			<p>1 1日についての点数とする。</p> <p>2 飼料代及び暖房料は含まない。</p>
牛・馬	257	39	
種豚	99	20	

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	

- 〔注〕
- 1 B種の項に係る点数は農業保険法施行規則第117条第1項の規定、A種の項に係る点数は同規則第166条の規定によるものである。
 - 2 本表に表示のない診療については、その都度農林水産省経営局長に相談し、最も近似する診療として準用すべき旨を同局長から通知された本表の治療、処置、手術等に係る点数を適用する。
 - 3 薬価基準表は、付表のとおりとする。

【別表】

往診の備考の積雪地域

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県及び鳥取県の区域並びに次の表の市町村名の欄に掲げる市町村の区域

府 県 名	郡 名	市 町 村 名
宮 城 県		仙台市（旧宮城町、旧秋保町のみ）
		白石市
		栗原市（旧瀬峰町を除く。）
		大崎市（旧古川市、旧岩出山町、旧鳴子町のみ）
福 島 県	刈田郡	蔵王町、七ヶ宿町
	柴田郡	川崎町
	加美郡	加美町（旧小野田町、旧宮崎町のみ）
		福島市（旧松川町、旧信夫村及び旧飯野町を除く。）
		会津若松市
		郡山市（旧湖南村のみ）
		喜多方市
栃 木 県	岩瀬郡	天栄村
	南会津郡	南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
	耶麻郡	北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町
	河沼郡	会津坂下町、湯川村、柳津町
	大沼郡	会津美里町、三島町、金山町、昭和村
群 馬 県		日光市（旧今市市及び旧足尾町を除く。）
	那須郡	那須塩原市（旧黒磯市、旧塩原町のみ） 那須町
山 梨 県		沼田市（旧白沢村を除く。）
		渋川市（旧赤城村及び旧北橋村を除く。）
		高崎市（旧倉渕村、旧箕郷町、旧榛名町のみ）
	北群馬郡	榛東町、吉岡町
長 野 県	吾妻郡	中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村
	利根郡	片品村、川場村、みなかみ町
山 梨 県		南アルプス市（旧芦安村のみ）
	南巨摩郡	早川町
長 野 県		長野市（旧篠ノ井市、旧松代町、旧川中島町、旧更北村及び旧信更村を除く。）
		上田市（旧塩田町、旧川西村、旧丸子町及び旧武石村を除く。）

府 県 名	郡 名	市 町 村 名
岐 阜 県	北安曇郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡	須坂市（旧東村のみ）
		中野市
		大町市（旧八坂村を除く。）
		飯山市
		松本市（旧安曇村のみ）
		安曇野市（旧穂高町、旧堀金村のみ）
		飯田市（旧南信濃村のみ）
		松川村、白馬村、小谷村
		高山村
		山ノ内町、木島平村、野沢温泉村
	信濃町、飯綱町、小川村	
	栄村	
	不破郡 揖斐郡 大野郡	高山市
		山県市（旧美山町のみ）
		郡上市（旧美並村及び旧和良村を除く。）
		本巣市（旧根尾村のみ）
		下呂市（旧馬瀬村のみ）
		飛騨市
		関市（旧洞戸村、旧板取村のみ）
関ヶ原町		
揖斐川町		
白川村		
静 岡 県		静岡市（旧井川村のみ）
		浜松市（旧水窪町のみ）
滋 賀 県		大津市（旧堅田町のみ）
		長浜市（旧びわ町、旧湖北町、旧虎姫町及び旧高月町を除く。）
		高島市（旧マキノ町、旧今津町、旧朽木村のみ）
		米原市（旧山東町、旧伊吹町のみ）
京 都 府		福知山市（旧三和町を除く。）
		舞鶴市
		綾部市
		宮津市
		京丹後市
		南丹市（旧美山町のみ）
	与謝郡	与謝野町、伊根町
兵 庫 県		豊岡市

府 県 名	郡 名	市 町 村 名
島 根 県	美方郡	養父市
		丹波市（旧青垣町のみ）
		朝来市
		宍粟市（旧波賀町、旧千種町のみ）
		新温泉町、香美町
	仁多郡 飯石郡 邑智郡	益田市（旧匹見町のみ）
		安来市（旧広瀬町、旧伯太町のみ）
		雲南市（旧掛合町、旧吉田村のみ）
		浜田市（旧金城町、旧旭町のみ）
		奥出雲町
岡 山 県	真庭郡 苫田郡 勝田郡 英田郡	飯南町
		美郷町（旧大和村のみ）、邑南町
		津山市（旧久米町を除く。）
		新見市（旧哲多町及び旧哲西町を除く。）
		真庭市（旧北房町、旧勝山町、旧落合町及び旧久世町を除く。）
	真庭郡 苫田郡 勝田郡 英田郡	美作市（旧美作町、旧作東町及び旧英田町を除く。）
		新庄村
		鏡野町（旧富村、旧奥津町、旧上齋原村のみ）
		奈義町
		西粟倉村
広 島 県	山県郡	廿日市市（旧吉和村のみ）
		安芸高田市（旧美土里町、旧高宮町のみ）
		三次市（旧君田村、旧布野村、旧作木村のみ）
		庄原市（旧西城町、旧東城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町のみ）
		安芸太田町（旧戸河内町のみ）、北広島町

（備考） この表の「市町村名」に掲げる名称は、令和2年1月1日において、それらの名称を有する市、町又は村の地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

薬価基準表

凡 例

- 1 この薬価基準表は、農業保険法施行規則第 117 条第 1 項及び第 166 条の規定により、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等（家畜共済診療点数表）中、〔第 2 薬治料〕、〔第 5 注射料〕、〔第 6 処置料〕及び〔第 7 手術料〕の備考によって増点する医薬品の価額を示すものである。
- 2 この薬価基準表においては、医薬品を便宜上注射薬、内用薬、外用薬、注入・挿入薬及びその他の 5 部に分け、それぞれについて品名を五十音順に配列した。ただし、品名に冠せられた「動物用」、「獣医用」、「注射用」、「〇〇%」等の表示は、これらを除いたものとして五十音順に配列した。
- 3 品名の欄は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 41 条第 1 項の規定により定められる日本薬局方に収載されている医薬品（以下「局方医薬品」という。）については局方医薬品名を、局方医薬品以外の医薬品（以下「局方外医薬品」という。）については販売名を採用した。ただし、局方外医薬品であっても、一般名によって内容の統一が図られるものについては、スルファジメトキシム注射液、ベルベリン注射液等のように一般名を採用して整理した。品名の頭に（局）の記号を付したものは、第 17 改正日本薬局方収載医薬品である。
- 4 一般名で統一した局方外医薬品については、これらの医薬品の下に販売名を掲げ、当該販売名ごとに製造販売会社名を記載した。
- 5 規格・単位の欄は、各品目について一般的に使用上の基礎単位と考えられる規格・単位を掲げた。特に注射薬については、規格の規定方法が様々であるので、次のように示してある。
 - （1）薬剤含有量と容器の形態で規定しているもの
例）キモトリプシン注射液…5,000 単位 1 A
1 アンプル中にキモトリプシンを 5,000 単位含有するものを示す。
例）（局）リングル液…500mL 1 V
1 バイアル中にリングル液 500mL を含有するものを示す。
 - （2）薬剤の濃度、容量及び容器形態で規定しているもの
例）（局）アドレナリン注射液…0.1% 1 mL 1 A
1 アンプル中に、アドレナリンの濃度が 0.1% である注射液を 1 mL 含有するものを示す。
 - （3）薬剤の含有量（濃度）と容器の形態のみを規定しており、1 容器中の容量は規定していないもの
例）（局）エストラジオール安息香酸エステル注射液…2 mg 1 mL V
1 mL 中にエストラジオール安息香酸エステルを 2 mg 含有するもので、容器の形態がバイアルであるものを示す。
- 6 薬価の欄には、各品目の規格・単位に該当する薬価を掲げた。
- 7 備考の欄には、当該医薬品の別名その他必要事項を記載した。

- 8 第1部から第4部までの各部で共通して使用される品目については、使用度の多いと思われる部に収載した。したがって、当該使用部に収載されていない場合は、他部の当該品目の項によることができる。
- 9 第5部は、改正前の薬価基準表に収載されていて、改正により薬価基準表第1部から第4部までに収載されなくなる医薬品のうち、診療施設においてまだ在庫があり、また、在庫があれば給付されることが適当であると考えられる医薬品を暫定的に収載するものであり、各品目に係る備考の欄の期日までに限って適用があるものとする。

取 扱 方 法

- 1 この薬価基準表は、「家畜共済診療点数表」に定めるところに従い、使用した医薬品の価額に応じて点数を算出するために用いる。
- 2 使用した医薬品によって点数を算出する方法は、次による。
 - (1) 使用した医薬品の品名及び数量に応じて計算される医薬品の価額を合計し、その合計額を1点の価額10円で除した数(小数点以下は四捨五入し、この数が1に満たない場合は切り上げて1とする。)をその点数とする。
 - (2) この薬価基準表に収載されている医薬品であってその使用した量がこの薬価基準に掲げる単位により難いときは、使用量に比例した価額を採るものとする。
 - (3) この薬価基準表に収載されていない医薬品を使用した場合は、診療点数に算入しないものとする。
 - (4) 局方医薬品及び凡例4の規定にかかわらず、一般名でこの薬価基準表に収載されている医薬品のうちいずれの製造販売会社名も掲げていないものについては、いずれの製造販売会社の製品であっても、この薬価基準表の価額によって算定するものとする。
 - (5) この薬価基準表に収載されている医薬品であって、医薬品の品名(局方医薬品名又は販売名)及び規格・単位によって同一医薬品と特定される医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の8の規定に基づく会社合併等による製造販売承認の承継又は社名の変更等によって、製造販売会社名が変更になった場合においても、この薬価基準表の価額によって算定するものとする。
 - (6) 第5部に掲げた医薬品については、備考の欄の適用期日の翌日以後、診療点数に算入することができない。
- 3 この薬価基準表は、診療点数制の合理化を図るため、家畜共済に付された家畜について使用した医薬品に応じて診療点数を算出する基準とするものであって、医薬品の売買価格又は一般の診療費に対して何らの制限を加えるものではない。

第1部 注射薬

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
◆あ◆				
アスコルビン酸注射液		2,500mg10mL1A	87.00	
動物用25%ビタミンC注	日本全薬工業			
(局)アドレナリン注射液		0.1%1mL1A	94.00	塩酸エピネフリン注射液、塩酸アドレナリン注射液、エピネフリン注射液
アモキシシリン油性懸濁注射液		150mg(力価)1mLV	23.00	
アモスタックLA注	明治アニマルヘルス			
アモキシシリンLA注	リケンベッツファーマ			
安息香酸ナトリウムカフェイン注射液		20%10mL1A	79.00	アンナカ注射液
20%アンナカ注	日本全薬工業			
アンピシリン注射液		150mg(力価)1mLV	20.00	
アンピシリンゾル 15%「KS」	共立製薬			
水性懸濁アンピシリン注「明治」	明治アニマルヘルス			
アンピシリン注射液		200mg(力価)1mLV	20.00	
水性アンピシリン注「KS」	共立製薬			
アンピシリン注射液NZ	日本全薬工業			
アンピシリンゾル 20%「KS」	共立製薬			
注射用アンピシリンナトリウム		1g(力価)1V	122.00	
アンピシリンナトリウム注「フジタ」	フジタ製薬			
注射用アンピシリンナトリウム		3g(力価)1V	301.00	
注射用アンピシリンNa「KS」	共立製薬			
注射用アンピシリンナトリウムNZ	日本全薬工業			
注射用アンピシリンナトリウム		4g(力価)1V	310.00	
アンピシリンナトリウム注「フジタ」	フジタ製薬			
注射用アンピシリンナトリウム		5g(力価)1V	353.00	
アンピシリンナトリウム注「フジタ」	フジタ製薬			
注射用アンピシリンNa「KS」	共立製薬			
注射用アンピシリンナトリウムNZ	日本全薬工業			
アンピシリンナトリウム・クロキサシリンナトリウム配合注射液		4g(力価)1V	719.00	
注射用ベテシリン	明治アニマルヘルス			

アンピシリンナトリウム・クロキサシリン ナトリウム配合注射液 インタゲン	フジタ製薬	6g(力価)1V	736.00
アンピシリンナトリウム・クロキサシリン ナトリウム配合注射液 注射用ベテシリン	明治アニマルヘルス	8g(力価)1V	1,202.00
◆い◆			
インフェゾール-V注射液	日本全薬工業	500mL1V	230.00
◆う◆			
ウルソデオキシコール酸注射液 ウルソV注射液1000	住友ファーマアニマル ヘルス	1%10mLV	228.00
ウルソデオキシコール酸注射液 ウルソH注射液	住友ファーマアニマル ヘルス	2.5% 10mLV	208.00
ウルソデオキシコール酸「文永堂」 - 静注 -	文永堂製薬		
ウルソデオキシコール酸注射液 UDCA注射液「KS」	共立製薬	2.5% 20mL1V	336.00
ウルソデオキシコール酸注射液 ウルソデスオキシコール酸注10% 「フジタ」 ウルソ注射液10%	フジタ製薬 住友ファーマアニマル ヘルス	10%10mLV	637.00
◆え◆			
エストラジオール安息香酸エステル注 注射液 エストラジオール注「KS」 動物用オバホルモン注	共立製薬 あすかアニマルヘルス	2mg1mLV	52.00
エストリオール注射液 動物用ホーリン50	あすかアニマルヘルス	5mg 1mLV	118.00
AD3E注「文永堂」	文永堂製薬	1mLV	30.00
塩化ナトリウム注射液 高張食塩V注射液	日本全薬工業	500mL1V	304.00
塩化ナトリウム注射液 高張食塩注「KS」 高張食塩V注射液	共立製薬 日本全薬工業	1,000mL1V	368.00
塩化ベタネコール注射液 ベサネコール注NZ	日本全薬工業	0.25%10mL1A	63.00
塩酸オキシテトラサイクリン注射液		50mg(力価)1mLV	9.00

オキシテトラサイクリン注NZ	日本全薬工業		
OTC注「KS」	共立製薬		
塩酸オキシテトラサイクリン注射液		100mg(力価) 1mLV	11.00
エンゲマイシン10%注射液	MSDアニマルヘルス		
OTC注10%「フジタ」	フジタ製薬		
塩酸クレブテロール注射液		0.03mg1mLV	121.00
プラニパート	B.I.アニマルヘルスジャパン		
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		100mg 5%500mL1V(PB)	160.00
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液5%	日本全薬工業		
動物用ビタミンB1加ブドウ糖注5%「KS」	共立製薬		
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		200mg 5%1,000mL1V(PB)	250.00
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液5%	日本全薬工業		
動物用ビタミンB1加ブドウ糖注5%「KS」	共立製薬		
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		100mg 25%500mL1V(PB)	180.00
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液25%	日本全薬工業		
動物用ビタミンB1加ブドウ糖注25%「KS」	共立製薬		
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		200mg 25%1,000mL1V	294.00
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液25%	日本全薬工業		
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		100mg 40%500mL1V(PB)	258.00
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液40%	日本全薬工業		
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		100mg 50%500mL1V	273.00
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液50%	日本全薬工業		
塩酸チアミン加リンゲル注射液		50mg500mL1V(PB)	159.00
ビタミンB1加リンゲル液	共立製薬		
ビタミンB1加リンゲルV注射液	日本全薬工業		
塩酸チアミン加リンゲル注射液		100mg1,000mL1V(PB)	252.00
ビタミンB1加リンゲル液	共立製薬		
ビタミンB1加リンゲルV注射液	日本全薬工業		
塩酸メクロプラミド注射液		50mg 10mL1A(V)	123.00
動物用テルペラン注	あすかアニマルヘルス		
プリンペラン注	MSDアニマルヘルス		
プリンペラン筋注用	シオノギファーマ		

塩酸メトロプロラミド注射液		100mg 10mL1A(V)	289.00
動物用メトロ注10「KS」	共立製薬		
塩酸リンコマイシン注射液		100mg(力価)1mLV	55.00
動物用リンコシン注射液 100mg	ゾエティス・ジャパン		
リンコマイシン注100「フジタ」	フジタ製薬		
リンコマイシン注100「KS」	共立製薬		
塩酸リンコマイシン注射液		300mg(力価)1mLV	143.00
動物用リンコシン注射液 300mg	ゾエティス・ジャパン		
動物用エンドコール注	B.I.アニマルヘルスジャ パン	100mg10mLV	161.00
エンロフロキサシン注射液		5%1mLV	47.00
バイトリル5%注射液	エランコジャパン		
エンロフロキサシン注50「KS」	共立製薬		
エンロフロキサシン注射液		10%1mLV	95.00
エンロフロックス注10%	フジタ製薬		
エンロフロキサシン注100「KS」	共立製薬		
バイトリル10%注射液	エランコジャパン		
バイトリルワンショット注射液	エランコジャパン		
◆お◆			
(局)大塚蒸留水		20mL1A	62.00
オキシテトラサイクリン注射液		200mg(力価)1mLV	47.00
テラマイシン・LA注射液	ゾエティス・ジャパン		
オキシトシン注射液		50単位5mL1A	153.00
動物用アトニン-O	あすかアニマルヘルス		
動物用オキシトシン注射液DSP	住友ファーマアニマル ヘルス		
動物用オキシトシンA注射液	日本全薬工業		
ポストンエス	共立製薬		
オルビフロキサシン注射液		50mg1mLV	40.00
ビクタス注射液5%	住友ファーマアニマル ヘルス		
◆か◆			
カナマイシン硫酸塩		100mg(力価)V	5.00
注射用硫酸カナマイシン明治	明治アニマルヘルス		
ガミスロマイシン		150mg(力価)1mLV	230.00
牛用ザクトラン注	B.I.アニマルヘルスジャ パン		
カルベトシン注射液		50μg1mLV	94.00

オキカルマイルド	フジタ製薬		
(局)果糖注射液		5%500mL1V(B)	149.00
(局)果糖注射液		5%1,000mL1V	332.00
カルシドン	フジタ製薬	250mL1V	398.00
カルシドン	フジタ製薬	500mL1V	636.00
カルマデックス注	フジタ製薬	250mL1V	470.00
カルマデックス注	フジタ製薬	500mL1V	770.00
◆き◆			
キシラジン注射液		2%1mLV	120.00
キシラジン注2%「フジタ」	フジタ製薬		
セデラック2%注射液	日本全薬工業		
セラクター2%注射液	エランコジャパン		
キシリトール注射液		25%500mL1V(PB)	481.00
キシリット注25%	日本全薬工業		
キシリット注25%「KS」	共立製薬		
キシリトール注射液		25%1,000mL1V(PB)	766.00
キシリット注25%	日本全薬工業		
キシリット注25%「KS」	共立製薬		
キモトリブシン注射液		5,000単位1A	230.00
動物用キモチーム 5,000単位	あすかアニマルヘルス		
キモトリブシン注射液		25,000単位1A	623.00
動物用キモチーム 25,000単位	あすかアニマルヘルス		
強力OSM	日本全薬工業	100mL1V	246.00
◆く◆			
グルコン酸カルシウム注射液		20%500mL1V(PB)	459.00
グルカ注20%	共立製薬		
グルコン酸カルシウム注射液		20%800mL1V	749.00
グルカ注20%	共立製薬		
クロプロステノール注射液		0.5mg2mL	594.00
エストラメイト	MSDアニマルヘルス		
クロプロステノールC	フジタ製薬		
レジプロン-C	あすかアニマルヘルス		
ゼノアジンC注射液	日本全薬工業		
d-クロプロステノール注射液		0.075mg1mLV	381.00

ダルマジン	共立製薬			
◆け◆				
血清性性腺刺激ホルモン		1,000単位1A	691.00	PMSG
セラルモン1000	共立製薬			
動物用セロトロピン	あすかアニマルヘルス			
動物用ピーエムエスA1000単位	日本全薬工業			
ケトプレックス	共立製薬	500mL1V	564.00	
◆こ◆				
コレカルシフェロール注射液		100万単位1mL	89.00	
ビタフルラルD3-S	共立製薬			オスビタン・S
デュファフルラルD3-1000	ゾエティス・ジャパン			
ビタレラD3注100	フジタ製薬			
コンドロイチンD3注	文永堂製薬	1mLV	29.00	
◆さ◆				
酢酸フェルチレリン注射液		50 μ g 1mLV	224.00	
コンサルタン注射液	あすかアニマルヘルス			
コンセラール注射液	シオノギファーマ			
スポルネン・注	共立製薬			
ゼノフェル注射液	日本全薬工業			
フェルチレリン注「フジタ」	フジタ製薬			
酢酸フェルチレリン注射液		100 μ g 2mL1A	517.00	
コンセラール注射液	シオノギファーマ			
スポルネン・注	共立製薬			
ゼノフェル注射液	日本全薬工業			
酢酸フェルチレリン注射液		100 μ g 2mLS	609.00	
フェルチレリン注「フジタ」	フジタ製薬			
酢酸フェルチレリン注射液		200 μ g 4mL1A	944.00	
コンセラール注射液	シオノギファーマ			
ゼノフェル注射液	日本全薬工業			
酢酸ブセレリン注射液		4.2 μ g 1mLV	256.00	
動物用イトレリン注射液	ILS			
エストマール注	MSDアニマルヘルス			
酢酸リンゲル液		500mL1V	197.00	
酢酸リンゲル-V注射液	日本全薬工業			

ダイサクサン	共立製薬		
酢酸リンゲル液		1,000mL1V	282.00
酢酸リンゲル-V注射液	日本全薬工業		
ダイサクサン	共立製薬		
サリチル酸ナトリウム臭化カルシウム ブドウ糖注射液		5%100mL1A(V)	260.00
ザルソブロカ糖注NZ	日本全薬工業		
◆し◆			
ジノプロスト注射液		2mg 1mLV	159.00
パナセラン・F液	フジタ製薬		
ジノプロスト注射液		5mg 1mLV	245.00
パナセラン・Hi	フジタ製薬		
ジノプロストロメタミン		6.71mg1mLV	222.00
動物用プロナルゴンF注射液	ゾエティス・ジャパン		
ジノプロストロメタミン		16.77mg1mLV	555.00
動物用プロナルゴンEZ注射液	ゾエティス・ジャパン		
ジノプロストロメタミン		1.5mLS	669.00
ジノプロストT注1%「フジタ」	フジタ製薬		
ジノプロストロメタミン		2.5mLS	929.00
ジノプロストT注1%「フジタ」	フジタ製薬		
ジノプロストロメタミン		13.42mg1mLV	300.00
ジノプロストT注1%「フジタ」	フジタ製薬		
ジミナゼン		1g 1V	1,912.00
ガナゼック	日本全薬工業		
臭化プリフィニウム注射液		75mg10mLA	619.00
パドリニウム注	リケンベッツファーマ		
◆す◆			
スルピリン注射液		40% 5mL1A	51.00
動物用40%スルピリン注	日本全薬工業		
スルピリン注射液		40%10mL	71.00
動物用40%スルピリン注	日本全薬工業		
動物用スルピリン注40%「KS」	共立製薬		
スルファジメトキシシ注射液		10%100mL1A(V)	239.00
10%サルトキシシ注	リケンベッツファーマ		
ジメトキシシ注NZ	日本全薬工業		

スルファジメトキシシ注射液		20%100mL1V	498.00	
アプシード注20%	フジタ製薬			
ジメトキシシ20%注「文永堂」	文永堂製薬			
スルファモノメトキシシ注射液		20%100mL1V	675.00	
ダイモンB注20%	フジタ製薬			
◆せ◆				
生理食塩液20mL注射液		20mL1A	62.00	
(局)生理食塩液		500mL1V(B)	193.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局)生理食塩液		1,000mL1V(B)	237.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
生理食塩液		1,000mL1V	205.00	
動物用生食V注射液	日本全薬工業			
ゼノビタンAD3E注	日本全薬工業	1mLV	31.00	
セファゾリンナトリウム注射液		1g(力価)1V	253.00	
セファゾリン注「フジタ」	フジタ製薬			
セファゾリンナトリウム注射液		3g(力価)1V	479.00	
セファゾリン注「フジタ」	フジタ製薬			
セファゾリン注「KS」	共立製薬			
セファメジン注「動物用」	MSDアニマルヘルス			
セファゾリンナトリウム注射液		4g(力価)1V	729.00	
セファゾリン注「フジタ」	フジタ製薬			
セフチオフル塩酸塩		50mg(力価)1mLV	108.00	
エクセネル RTU EZ	ゾエティス・ジャパン			
セフチオフルナトリウム注射液		1g(力価)	1,755.00	
エクセネル注	ゾエティス・ジャパン			
セフチオフルナトリウム注「フジタ」	フジタ製薬			
セフチオフルナトリウム注射液		2g(力価)	3,510.00	
セフチオフルナトリウム注「フジタ」	フジタ製薬			
セフチオフルナトリウム注射液		4g(力価)	7,222.00	
エクセネル注	ゾエティス・ジャパン			
セフチオフルナトリウム注「フジタ」	フジタ製薬			
前葉性卵胞刺激ホルモン注射液		10AU 1A	1,495.00	
アントリン・10	共立製薬			

前葉性卵胞刺激ホルモン注射液		20AU 1A	2,662.00	
アントリン・20	共立製薬			
◆た◆				
タイロシン注射液		2,000mg(力価)10mLV	278.00	
動物用タイラン200注射液	日本全薬工業			
タイロシン注200「SP」	シオノギファーマ			
タイロシン注200「KS」	共立製薬			
タウチゲン注	リケンベッツファーマ	20mL1V	117.00	
タウチゲン注	リケンベッツファーマ	100mL1V	230.00	
タウリン		100mL1V	210.00	
レバックス注	共立製薬			
炭酸水素ナトリウム注射液		1.35%500mL1V	305.00	重炭酸ナトリウム注射液
等張重曹注	日本全薬工業			
炭酸水素ナトリウム注射液		7%500mL1PB(V)	264.00	
重曹注	日本全薬工業			
7%重曹注「KS」	共立製薬			
◆ち◆				
チアミンジスルフィド注射液		500mg20mL1V	183.00	
ネオバイタミンH	フジタ製薬			
チアムリン注射液		200mg(力価)1mLV	91.00	
タイアムチン注射液	日本全薬工業			
チアンフェニコール注射液		250mg1mLV	51.00	
ネオマイズン注射液	共立製薬			
チオビタンC	フジタ製薬	500mL1V	489.00	
チオプロニン注射液		5%100mLV	1,408.00	
動物用チオラ注射液	あすかアニマルヘルス			
(局)注射用水PL「フソー」		20mL1A	62.00	
(局)注射用水(光)		20mL1A	62.00	
注射用水		20mL1A	59.00	
エクセネル注用注射用水	ゾエティス・ジャパン			
注射用ピクシリン	明治アニマルヘルス	3g(力価)1V	383.00	
注射用ピクシリン	明治アニマルヘルス	4g(力価)1V	774.00	
注射用ピクシリン	明治アニマルヘルス	6g(力価)1V	786.00	
チルミコシン注射液		300mg(力価)1mLV	146.00	

チルミコシン注300「フジタ」	フジタ製薬		
チルミコシン注300「KS」	共立製薬		
ミコチル300注射液	日本全薬工業		
◆て◆			
デキサメタゾン注射液		1mg1mLV	42.00
水性デキサメサゾン注A	日本全薬工業		
デュファフラルーフォルテ	ゾエティス・ジャパン	1mLV	41.00
デュファフラルーマルチ	ゾエティス・ジャパン	1mLV	22.00
◆と◆			
等張糖加リンゲル液		500mL1V(PB)	169.00
等張糖加リンゲル液「KS」	共立製薬		
等張リンゲル糖-V注射液	日本全薬工業		
等張糖加リンゲル液		1,000mL1V(PB)	246.00
等張糖加リンゲル液「KS」	共立製薬		
等張リンゲル糖-V注射液	日本全薬工業		
等張糖加乳酸リンゲル液		500mL1V	226.00
等張ハルゼン糖-V注射液	日本全薬工業		
等張糖加乳酸リンゲル液		1,000mL1V(PB)	241.00
等張ハルゼン糖-V注射液	日本全薬工業		
トコフェロール注射液		50mg1mLV	28.00
ビタミンイー注	日本全薬工業		
トラネキサム酸注射液		5%10mLV	100.00
トラムリン注	日本全薬工業		
バソラミン注	明治アニマルヘルス		
トンキー200	フジタ製薬	100mL	802.00
◆に◆			
ニューグロン	共立製薬	500mL1V	680.00
ニューグロン・S	共立製薬	500mL1V	767.00
ニューグロンプラス	共立製薬	500mL1V	711.00
ニューポロカールA	日本全薬工業	500mL1V	449.00
◆ね◆			
ネオアス注射液	東亜薬品	10mL	99.00
ネオアスP	東亜薬品	10mL	51.00
ネオグリセロ注	リケンベッツファーマ	100mL1V	213.00

ネオサロリン	リケンベッツファーマ	100mL1A(V)	296.00
ネオステグミンメチル硫酸塩注射液		0.05%10mL1A	68.00
動物用パラスチミン	日本全薬工業		
ネオニューリン注	フジタ製薬	100mLV	220.00
ネオニューリン注	フジタ製薬	250mLV	550.00
ネオニューリン注	フジタ製薬	500mLV	845.00
ネオヘキサメチオニン	フジタ製薬	100mL1V	204.00
◆は◆			
破傷風血清		330単位1mLV	285.00
破傷風血清	松研薬品工業		
パパリンデイ注	フジタ製薬	20mL1V	187.00
ハルゼン-V注射液	日本全薬工業	500mL1V	186.00
ハルゼン-V注射液	日本全薬工業	1,000mL1V	276.00
パンカル注50mg	フジタ製薬	100mL1V	1,777.00
パンチクロン注	リケンベッツファーマ	20mL1V	187.00
パンチクロン注	リケンベッツファーマ	100mL1V	240.00
パンテチン注射液		20%50mLV	1,929.00
イプコン注20%	フジタ製薬		
◆ひ◆			
ヒアルロン酸ナトリウム注射液		4mL1V	6,732.00
ハイオネート	B.I.アニマルヘルスジャパン		
ヒスタミンB6注「文永堂」	文永堂製薬	10mLV	46.00
ビタゴールド	リケンベッツファーマ	500mL1V	623.00
ビタレラAD3E「フジタ」	フジタ製薬	1mLV	24.00
ビタフルアルAD3E	共立製薬	1mL1V	37.00
ビタフルアル-フォルテ	共立製薬	1mLV	29.00
			ビタロング・フォルテ
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン		1,500単位1A	599.00
ゲストロン1500	共立製薬		
動物用コリホルモンA 1500単位	日本全薬工業		
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン		3,000単位1A	869.00
動物用ゴナトロピン 3000	あすかアニマルヘルス		
動物用コリホルモンA 3000単位	日本全薬工業		
動物用プベローゲン 3,000単位	日本全薬工業		
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン		5,000単位1A	1,233.00

ゲストロン 5000	共立製薬		
動物用コリホルモンA 5000単位	日本全薬工業		
動物用ペバローゲン 5,000単位	日本全薬工業		
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン		10,000単位1A	2,065.00
動物用コリホルモンA 10000単位	日本全薬工業		
◆ふ◆			
フィットナジオン注射液		50mg10mL1A	179.00
ビタミンK1注	日本全薬工業		
(局)ブドウ糖注射液		5% 50mL1V	132.00
(局)ブドウ糖注射液		5% 100mL1V(B)	136.00
(局)ブドウ糖注射液		5% 250mL1V	177.00
(局)ブドウ糖注射液		5% 250mL1B	189.00
(局)ブドウ糖注射液		5% 500mL1V(B)	221.00
(局)ブドウ糖注射液		5% 1,000mL1V	220.00
(局)ブドウ糖注射液		10% 500mL1B	211.00
(局)ブドウ糖注射液		10% 20mL1A	66.00
ブドウ糖加酢酸リンゲル液		500mL1V	319.00
酢酸リンゲル糖-V注射液	日本全薬工業		
ブドウ糖加酢酸リンゲル液		1,000mL1V	470.00
酢酸リンゲル糖-V注射液	日本全薬工業		
ブドウ糖加リンゲル液		1,000mL1V	308.00
リンゲル糖-V注射液	日本全薬工業		
フルスルチアミン注射液		100mg 20mL1A(V)	201.00
アニビタン100注射液	MSDアニマルヘルス		
フルスル注	フジタ製薬		
フルスルチアミン注射液		500mg 100mL1V(PB)	824.00
アニビタン500注射液	MSDアニマルヘルス		
フルスル注	フジタ製薬		
フルニキシンメグルミン注射液		8.3%1mLV	76.00
バナミン注射液5%	住友ファーマアニマルヘルス		
フォーベット50注射液	MSDアニマルヘルス		
フルニキシン注「明治」	明治アニマルヘルス		
フルニキシン注5%「タムラ」	田村製薬		
メフロシル	ゾエティス・ジャパン		

フルニキシメグルミン注射液		16.6%1mLV	164.00	
フルニキシメ注10%「フジタ」	フジタ製薬			
フルニキシメ注10%「タムラ」	田村製薬			
フルニキシメグルミン・フロルフェニコール配合注射液		2.74%1mLV 30%1mLV	120.00	
レスフロール	MSDアニマルヘルス			
プレドニゾン注射液		10mg1mLV	11.00	
プレドニゾン注射液NZ	日本全薬工業			
プレドニゾン注射液「KS」	共立製薬			
プレドリン注	リケンベッツファーマ			
プロゲステロン注射液		200mg 5mL1A	468.00	
動物用ルテオージェンL	日本全薬工業			
プロチオン	日本全薬工業	500mL1V	548.00	
フロルフェニコール注射液		10%1mLV(PB)	41.00	
フロルフェニコール100注射液	共立製薬			
フロロコール100注射液	シオノギファーマ			
フロルフェニコール注100「フジタ」	フジタ製薬			
フロルフェニコール注100NZ	田村製薬			
フロルフェニコール注射液		20%1mLV(PB)	58.00	
フロルフェニコール200注射液	共立製薬			
フロロコール200注射液	シオノギファーマ			
フロルフェニコール注200「フジタ」	フジタ製薬			
フロルフェニコール注200NZ	田村製薬			
フロルフェニコール注射液		45%1mLV	143.00	
ニューフロール450注射液	MSDアニマルヘルス			
フロルフェニコール注射液（グルコン酸マグネシウム含有）		30%1mLPB	148.00	
フロルガン	明治アニマルヘルス			
◆へ◆				
ベルベリン注射液		0.2%100mL1V	681.00	
ベルパリン注	リケンベッツファーマ			
ベンジルペニシリンカリウム		300万単位1V	518.00	結晶ペニシリンGカリウム
結晶ペニシリンG明治	明治アニマルヘルス			
ベンジルペニシリンプロカイン注射液		600万単位20mLV	152.00	懸濁水性プロカインペニシリン
動物用懸濁水性プロカインペニシリンG	田村製薬			

動物用懸濁水性プロカインペニシリンG注射液「リケン」	リケンベッツファーマ			
懸濁水性プロカインペニシリンG注NZ	日本全薬工業			
懸濁水性プロカインペニシリンG「meiji」	日本全薬工業			
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジヒドロストレプトマイシン配合注射液		PG・G20万単位DSM 250mg(力価) 1mLV	9.00	マイシリン(懸濁用)
懸濁水性マイシリン注NZ	日本全薬工業			
マイシリン・ゾル「タムラ」	田村製薬			
マイシリンゾル「meiji」	日本全薬工業			
リケンマイシリン	リケンベッツファーマ			
◆ほ◆				
ホスホマイシンナトリウム注射液		2g(力価)1V	620.00	
動物用ホスミンS(静注用)	明治アニマルヘルス			
ポロカール	日本全薬工業	500mL1V	521.00	
◆ま◆				
マルボフロキサシン		20mg(力価)1mLV	48.00	
マルボシル2%	明治アニマルヘルス			
マルボフロキサシン		100mg(力価)1mLV	208.00	
マルボシル10%	明治アニマルヘルス			
◆め◆				
メシル酸ダノフロキサシン注射液		25mg1mLV	44.00	
アドボシン注射液	ゾエティス・ジャパン			
メチリット注	文永堂製薬	100mL1V	259.00	
メロキシカム		20mg1mL	229.00	
メタカム2%注射液	B.I.アニマルヘルスジャパン			
メロキシカム2%注	リケンベッツファーマ			
メロキシカム		50mg1mL	559.00	
メロキシリン注5%	フジタ製薬			
◆ら◆				
ラドン	日本全薬工業	10mL1A	59.00	
◆り◆				
硫酸カナマイシン注射液		100mg(力価) 1mLV	5.00	
カナマイシン注NZ	日本全薬工業			
カナマイ注100「フジタ」	フジタ製薬			
硫酸カナマイシン注射液100明治	明治アニマルヘルス			

硫酸カナマイシン注100「KS」	共立製薬		
硫酸カナマイシン注射液		250mg(力価)1mLV	16.00
カナマイ注250「フジタ」	フジタ製薬		
カナマイ(フジ)250	田村製薬		
硫酸カナマイシン注射液250明治	明治アニマルヘルス		
硫酸カナマイシン注250「KS」	共立製薬		
硫酸ジヒドロストレプトマイシン注射液		250mg(力価)1mLV	10.00
ジヒドロストレプトマイシン注射液「タムラ」	田村製薬		
硫酸セフキノム油性懸濁注射液		25mg(力価)1mLV	45.00
コバクタン	MSDアニマルヘルス		
セファガード	MSDアニマルヘルス		
硫酸マグネシウム注射液		20%100mL1V	211.00
動物用マグゾール注	日本全薬工業		
(局)リンゲル液		500mL1V(B)	219.00
リン酸デキサメタゾンナトリウム注射液		1mg1mL1V	31.00
水溶性デキサ注「KS」	共立製薬		
リン酸デキサメタゾンナトリウム注射液		1.315mg1mLPB	25.00
水性デキサ注0.1%	フジタ製薬		
◆る◆			
動物用ルテウムデポー	あすかアニマルヘルス	5mL1A	313.00
◆れ◆			
レスチオンV注「KS」	共立製薬	100mL1V	200.00
レバチオニン	日本全薬工業	100mL1V	175.00

第2部 内用薬

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
◆あ◆				
(局)アスピリン「ケンエー」		10g	34.60	
(局)アスピリン原末「マルイシ」		10g	35.60	
(局)アスピリン「日医工」		10g	34.50	
(局)アスピリン「ホエイ」		10g	35.60	
(局)アスピリン(山善)		10g	35.60	
(局)アスピリン「ヨシダ」		10g	35.60	
アモキシシリン散		100mg(力価)1g	2.70	
アモキシシリン可溶散10%「KS」	共立製薬			
アモキシシリン10%可溶散「明治」	科学飼料研究所			
アモキシシリン散		200mg(力価)1g	4.10	
アモキシシリン可溶散20%「KS」	共立製薬			
アモキシシリン20%可溶散「明治」	科学飼料研究所			
アモキシシリン粒		100mg(力価)1g	3.10	
アモキシシリン可溶散10%「フジタ」	フジタ製薬			
アモキシシリン粒		200mg(力価)1g	6.10	
アモキシシリン可溶散20%「フジタ」	フジタ製薬			
アモキシシリン粒		700mg(力価)1g	11.20	
アモキシシリン可溶散70%「フジタ」	フジタ製薬			
(局)アロエ末		10g	41.00	ロカイ末
(局)安息香酸ナトリウムカフェイン		1g	7.30	アンナカ
アンピシリン散		100mg(力価)1g	25.40	
アンピシリン散「KS」	共立製薬			
動物用アンピシリン散「コーキン」	コーキン化学			
オーテシン散	あすかアニマルヘルス			
パーレシン粒	MSDアニマルヘルス			
◆い◆				
イソプロチオラン粒剤		25%10g	40.70	

フジックス	日本全薬工業			
イソプロチオラン散剤		50%10g	95.70	
フジックス散	日本全薬工業			
◆う◆				
ウルソデオキシコール酸散		5%1g	4.40	
ウルソー5%	住友ファーマアニマルヘルス			
ウルソデオキシコール酸5%「KS」	共立製薬			
ウルソデオキシコール散「文永堂」	文永堂製薬			
へパウソ5%	リケンベッツファーマ			
ウロストン	科研製薬	50%1g	23.70	
◆え◆				
エクテシン液	明治アニマルヘルス	10%10mL	63.20	
(局)エフェドリン塩酸塩		1g	107.50	塩酸エフェドリン
(局)l-メントール		1g	16.90	
(局)塩化カリウム		10g	8.00	
(局)塩化カルシウム水和物		10g	17.10	塩化カルシウム
塩酸オキシテトラサイクリン散		100mg(力価)1g	3.60	
オキテラ水溶散・100	共立製薬			
OTC可溶散「コーキン」	コーキン化学			
塩酸オキシテトラサイクリン散		500mg(力価)1g	9.10	
OTC可溶散50%「KS」	共立製薬			
塩酸クレンプテロール		0.025mg1mL	35.20	
ベンチプルミンシロップ	B.I.アニマルヘルスジャパン			
塩酸クロルテトラサイクリン散		200mg(力価)1g	12.20	
CTC可溶散「SP」	MSDアニマルヘルス			
CTC水溶散「ペーリンガーインゲルハイム」	B.I.アニマルヘルスジャパン			
塩酸ドキシサイクリン散		20mg(力価)1g	2.00	
ピブラベット-20M	ピーヴィージー・ジャパン			
エンロフロキサシン液		2.5%1mL	26.70	
バイトリル2.5%HV液	エランコジャパン			
◆お◆				
(局)オウバク末		10g	31.00	黄柏末
オキシリン酸散		5%1g	12.20	

パラザン	松村薬品			
オキシリン酸散		10%1g	14.30	
動物用オキシリッチ散	コーキン化学			
オメプラゾール		6.16g1S	3,638.50	
ガストロガード®	B.I.アニマルヘルスジャパン			
◆か◆				
動物用ガストリン	共立製薬	10mL	80.50	
ガストリン	リケンベッツファーマ	10mL	76.40	
ガスナインS	日本全薬工業	10mL	77.40	
家畜健胃散「スタマー」	日本全薬工業	10g	7.10	
(局)乾燥酵母		10g	23.70	
(局)カンゾウ末		10g	32.00	甘草末
◆き◆				
(局)希塩酸		10mL	9.00	
キートン	フジタ製薬	10g	10.20	
(局)キニジン硫酸塩水和物		1g	125.10	硫酸キニジン
(局)キョウニン水		10mL	16.60	杏仁水
ギンベル	フジタ製薬	10g	17.30	
◆く◆				
(局)苦味チンキ		10mL	16.40	
(局)グルコン酸カルシウム水和物		1g	7.50	グルコン酸カルシウム
グレピオマイシン散	日産合成工業	10g	87.30	
(局)クロルフェニラミンマレイン酸塩散		1%1g	7.00	マレイン酸クロルフェニラミン散
◆け◆				
(局)ケイ酸マグネシウム		10g	7.00	
軽種馬用ハテキ	ミヤリサン製薬	10g	16.30	
(局)ケイヒ末		10g	21.90	桂皮末
ケトナイン「文永堂」	文永堂製薬	250mL	280.10	
ゲリトミン散	共立製薬	10g	16.30	
(局)ゲンチアナ末		10g	32.60	
◆こ◆				
(局)合成ケイ酸アルミニウム		10g	19.40	
(局)コデインリン酸塩散1%		1%1g	7.50	リン酸コデイン散1%

◆し◆				
(局)ジアスターゼ		10g	23.40	
(局)ジヒドロコデインリン酸塩散1%		1%1g	7.50	リン酸ジヒドロコデイン散1%
新オルゲンS	文永堂製薬	10g	33.60	
人工カルルス塩		10g	7.00	
新中森獣医散	中森製薬	15g	46.90	
新中森獣医散[Z]	中森製薬	15g	45.80	
◆す◆				
ストリゲン-A	フジタ製薬	10g	68.20	
(局)スルピリン水和物		1g	7.50	スルピリン
スルファジメトキシナトリウム散		10%10g	16.30	
サルトキシン末	リケンベッツファーマ			
スルファモノメトキシ水和物		1g	20.20	スルファモノメトキシン
ダイメトン「明治」	明治アニマルヘルス			
スルファモノメトキシ散		10%10g	36.70	
ダイメトンS散	明治アニマルヘルス			
スルファモノメトキシ散		20%10g	44.00	
ダイメトン散20%	明治アニマルヘルス			
スルファモノメトキシナトリウム		純末1g	22.30	
ダイメトンソーダ	明治アニマルヘルス			
◆せ◆				
(局)精製水		10mL	1.10	
整腸散NZ	日本全薬工業	10g	22.40	
(局)センブリ・重曹散		1g	7.00	
(局)センブリ末		10g	222.30	当薬末
ゼノストン	日本全薬工業	10g	9.20	カウストン
◆た◆				
(局)ダイオウ末		10g	24.50	大黄末
(局)炭酸水素ナトリウム		10g	7.30	重曹、重炭酸ナトリウム
(局)タンニン酸アルブミン		1g	7.00	タンナルビン
◆ち◆				
畜救散	大園製薬	10g	29.50	
◆て◆				

(局)天然ケイ酸アルミニウム		10g	8.50
◆と◆			
トルラミン	共立製薬	10g	8.10
◆な◆			
ナトキン-L	共立製薬	10g	24.40
◆に◆			
(局)乳糖水和物		10g	14.70 乳糖
◆ね◆			
ネオクインコール	日本全薬工業	250mL	225.10
ネオトルラー80	文永堂製薬	10g	13.10
ネオルノーゲン	共立製薬	250mL	186.20
ネオルノーゲン	共立製薬	20L	11,951.80
◆は◆			
ハイクインコール	日本全薬工業	250mL	205.70
(局)ハッカ油		1mL	8.50 薄荷油
パンカルG	田村製薬	10g	89.60
パンカルG散	明治アニマルヘルス	10g	9.20
パンスターゼ	リケンベッツファーマ	10g	13.10
◆ひ◆			
ビオエンチ	東亜薬品	10g	29.50
動物用ビオスリー	東亜薬品	10g	14.30
ビオペア	東亜薬品	10g	106.90
ピコザマイシン散		50mg(力価)1g	31.60
バクテロン散5%	住化エンバイロメンタルサイエンス		
ビスキノン末	リケンベッツファーマ	10g	17.30
(局)ヒマシ油		10mL	11.90
◆ふ◆			
(局)ブドウ糖		10g	7.50
フルニキシメグルミン		8.3%1g	164.00
バナミンペースト	MSDアニマルヘルス		
フロルフェニコール液2%「フジタ」	フジタ製薬	20mg/mL	6.10
フロルフェニコール液5%「フジタ」	フジタ製薬	50mg/mL	13.20
フロルフェニコール液10%「フジタ」	フジタ製薬	100mg/mL	25.50
◆へ◆			

ベコクサン	MSDアニマルヘルス	1mL	63.00	
ベリノール末A	日本全薬工業	10g	30.90	
ベルパリン末	リケンベッツファーマ	10g	13.20	
◆ほ◆				
ポーゲン	リケンベッツファーマ	250mL	372.80	
ホスホマイシンカルシウム散		400mg(力価)1g	72.30	
ホスミン細粒40%	明治アニマルヘルス			
ポピノン	日本全薬工業	10g	9.20	
(局)ホミカエキス散		1g	7.30	
ポンテ散	フジタ製薬	10g	35.60	
◆ま◆				
マグコンゾール	日本全薬工業	250mL	265.80	
◆み◆				
獣医用宮入菌末	ミヤリサン製薬	10g	35.60	
動物用ミヤリサン	ミヤリサン製薬	10g	29.40	
◆め◆				
メクロプラミド散		15.35mg1g	12.90	
テルペラン経口用	あすかアニマルヘルス			
プリンペラン経口用	MSDアニマルヘルス			
◆も◆				
モサプリドクエン酸塩水和物		1%10g	346.90	クエン酸モサプリド
プロナミドE散1%	住友ファーマアニマルヘルス			
◆や◆				
(局)薬用炭		1g	8.50	
◆よ◆				
(局)ヨウ化カリウム		1g	7.30	
◆り◆				
リゾストン	共立製薬	10g	12.20	
硫酸ゲンタマイシン散		50mg(力価)3.0g	229.30	
動物用ゲンタリン細粒	MSDアニマルヘルス			
硫酸コリスチン散		20mg(力価)1g	15.30	
硫酸コリスチン2%可溶散明治	科学飼料研究所			
硫酸コリスチン散		100mg(力価)1g	75.40	
硫酸コリスチン10%可溶散明治	科学飼料研究所			

硫酸ストレプトマイシン散		60mg(力価)1g	5.00	
ストマイ顆粒	日本全薬工業			
(局)硫酸マグネシウム水和物		10g	7.30	硫酸マグネシウム
(局)リン酸水素カルシウム水和物		10g	13.80	第二リン酸カルシウム、リン酸水素カルシウム
リン酸チルミコシン液		250mg(力価)1mLV	41.00	
チルミコシン経口液「タムラ」	田村製薬			
ミコラル経口液	エランコジャパン			

第3部 外用薬

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
◆あ◆				
(局)亜鉛華軟膏		10g	22.90	酸化亜鉛軟膏
(局)アクリノール水和物		1g	58.90	アクリノール、乳酸エタクリジン
(局)アドレナリン液		0.1%1mL	12.00	エピネフリン液、塩酸アドレナリン液、塩酸エピネフリン液
アンドレス軟膏	共立製薬	10g	14.30	
(局)アンモニア水		10mL	2.80	
◆い◆				
(局)イオウ		10g	11.70	
(局)イクタモール		10g	36.70	
◆え◆				
(局)液状フェノール		10mL	11.50	
(局)エタノール(兼一)		10mL	22.20	
(局)エタノール「ケンエー」		10mL	22.20	
(局)エタノール(小堺)		10mL	22.20	
(局)エタノール シオエ		10mL	22.20	
(局)エタノール「タイセイ」		10mL	22.20	
(局)エタノール「タカスギ」		10mL	22.20	
(局)エタノール「東海」		10mL	21.90	
(局)エタノール「東豊」		10mL	21.90	
(局)エタノール「ニッコー」		10mL	22.20	
(局)エタノール(ハチ)		10mL	22.20	
(局)エタノール「マルイシ」		10mL	22.20	
(局)エタノール「ヤクハン」		10mL	22.20	
(局)エタノール(山善)		10mL	22.20	
(局)エタノール「ヨシダ」		10mL	22.20	
(局)エタノールワコー		10mL	21.90	
エチール軟膏	リケンベッツファーマ	10g	22.40	
(局)エーテル		10mL	28.90	
(局)塩化ナトリウム		10g	5.10	食塩

(局)塩酸		10mL	8.60
◆お◆			
(局)黄色ワセリン		10g	8.50
(局)オキシドール		10mL	7.50
(局)オリーブ油		10mL	17.10
◆か◆			
(局)過マンガン酸カリウム		10g	15.70
カンフル精		10mL	15.20
カンメルパスタ	日本全薬工業	10g	21.10
カンメルブルー(L)	日本全薬工業	10mL	27.50
◆き◆			
(局)希ヨードチンキ		10mL	11.80
◆く◆			
クラージェンネオ	フジタ製薬	10g	15.10
(局)グリセリン		10mL	8.70
			グリセロール
◆さ◆			
(局)酢酸		10mL	3.00
(局)サラヤ消毒用エタノール		10mL	17.70
(局)サリチル酸メチル		1mL	5.90
(局)酸化亜鉛		10g	20.10
			亜鉛華
◆し◆			
シーサンイチ合剤	リケンベッツファーマ	10mL	20.40
(局)次没食子酸ビスマス		1g	12.70
			デルマトール
(局)硝酸銀		1g	185.20
(局)消毒用エタノール「NP」		10mL	17.70
(局)消毒用エタノール(兼一)		10mL	17.70
(局)消毒用エタノール「ケンエー」		10mL	17.70
(局)消毒用エタノール「コザカイ・M」		10mL	17.70
(局)消毒用エタノール シオエ		10mL	17.70
(局)消毒用エタノール「昭和」M		10mL	16.60
(局)消毒用エタノール「タイセイ」		10mL	17.70
(局)消毒用エタノール「タカスギ」		10mL	17.70
(局)消毒用エタノール「東海」		10mL	17.70
(局)消毒用エタノール「東豊」		10mL	17.70

(局)消毒用エタノール「トライックス」		10mL	17.10
(局)消毒用エタノール「ニッコー」		10mL	17.70
(局)消毒用エタノール(ハチ)		10mL	17.70
(局)消毒用エタノール「マルイシ」		10mL	17.70
(局)消毒用エタノール(ミツマル)		10mL	17.10
(局)消毒用エタノール「メタル」		10mL	17.70
(局)消毒用エタノール「ヤクハン」		10mL	17.70
(局)消毒用エタノール「ヤマゼン」M		10mL	17.70
(局)消毒用エタノール「ヨシダ」		10mL	17.70
(局)消毒用エタノールワコー		10mL	16.60
真菌用軟膏NZ	日本全薬工業	10g	37.20
(局)親水クリーム		10g	10.20
(局)親水ワセリン		10g	20.00
◆す◆			
(局)水酸化カリウム		10g	11.80
◆た◆			
(局)タルク		10g	7.90
(局)単軟膏		10g	24.40
(局)タンニン酸		1g	11.50
◆ち◆			
(局)チアントール		10g	29.30
(局)チンク油		10g	7.40
◆て◆			
蹄病軟膏NZ	日本全薬工業	10g	101.90
◆な◆			
ナナフロシン外用剤		0.1mg(力価)1mL	18.70
ナナオマイシン油剤あすか	あすかアニマルヘルス		
◆に◆			
(局)尿素		10g	7.70
◆は◆			
(局)白色ワセリン「ケンエー」		10g	23.80
(局)白色ワセリン(小堺)		10g	22.40
(局)白色ワセリン(三恵)		10g	22.40
(局)白色ワセリン(シオエ)		10g	23.80

親水軟膏

(局)白色ワセリン(東海製薬)		10g	22.40	
(局)白色ワセリン(東豊)		10g	22.40	
(局)白色ワセリン(東洋製化)		10g	23.80	
(局)白色ワセリン「日医工」		10g	23.80	
(局)白色ワセリン(日興製薬)		10g	22.40	
(局)白色ワセリン(マイラン)		10g	23.80	
(局)白色ワセリン(山善)		10g	23.80	
(局)白色ワセリン「ヨシダ」		10g	23.80	
◆ひ◆				
(局)ピロカルピン塩酸塩		1g	1180.30	塩酸ピロカルピン
◆ふ◆				
(局)フェノール		10mL	11.80	石炭酸
(局)複方ヨード・グリセリン		10mL	11.30	
(局)プロペト		10g	23.80	
◆ほ◆				
(局)ホウ酸		10g	7.40	
ポピドンヨード液		2%50mL	91.50	
動物用イソジン液	ムンディファーマ			
動物用ネオヨジン液	岩城製薬			
動物用ポピドンヨード2%「KS」	共立製薬			
PVPヨード液L(フジタ)	フジタ製薬			
◆ま◆				
(局)麻酔用エーテル		1mL	9.60	
◆め◆				
(局)滅菌精製水(容器入り)		10mL	2.70	滅菌精製水
◆や◆				
(局)薬用石ケン		10g	57.00	
◆よ◆				
(局)ヨウ素		1g	7.60	
(局)ヨードチンキ		10mL	12.90	
動物用ヨーチン・SFL	科学飼料研究所	6g100mL	135.50	
◆り◆				
(局)硫酸亜鉛水和物		10g	9.10	硫酸亜鉛
(局)硫酸アルミニウムカリウム水和物		10g	10.10	ミョウバン、硫酸アルミニウムカリウム

(局)流動パラフィン		10mL	8.60
◆れ◆ レスモナ	リケンベッツファーマ	10g	41.80
◆ろ◆ ロメワン	千寿製薬	5mL	632.50

第4部 注入・挿入薬

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
◆あ◆				
アンピシリン子宮注入剤		500mg(力価)1組	460.00	
子宮注入用アンピシリン「KS」	共立製薬			
◆え◆				
エリスロマイシン油性乳房注入剤		300mg(力価)1本	256.00	
ガーディアンL	フジタ製薬			
ガーディアンCL	フジタ製薬			
塩酸オキシテトラサイクリン乳房注入剤		450mg(力価)1本	135.00	
オキシテトラサイクリン乳房炎用液NZ	日本全薬工業			
塩酸ピルリマイシン乳房注入剤		10mL	434.00	
ピルスー	ゾエティス・ジャパン			
◆せ◆				
セファゾリン油性乳房注入剤		150mg(力価)1容器	122.00	
セファゾリンL「フジタ」	フジタ製薬			
セファメジンQR	日本全薬工業			
セファゾリン油性乳房注入剤		150mg(力価)1容器	213.00	
セファメジンZ	日本全薬工業			
セファゾリン油性乳房注入剤		250mg(力価)1容器	202.00	
セファゾリンD「フジタ」	フジタ製薬			
セファメジンDC	日本全薬工業			
セファゾリン油性乳房注入剤		450mg(力価)1容器	506.00	
セファゾリン3L「フジタ」	フジタ製薬			
セファメジンS	日本全薬工業			
セファピリンナトリウム油性乳房注入剤		200mg(力価)1容器	230.00	
セファピリンL「フジタ」	フジタ製薬			
セファロニウム油性乳房注入剤		250mg(力価)1容器	297.00	
乾乳期用セファロニウム-D	フジタ製薬			
乾乳期用セプラビン	MSDアニマルヘルス			
乾乳期用セプラビン「W」	MSDアニマルヘルス			

セファロニウムD「フジタ」	フジタ製薬		
セフロキシム油性乳房注入剤		250mg(力価)1容器	188.00
泌乳期用スペクトラゾール	MSDアニマルヘルス		
泌乳期用セフロキシム-M	フジタ製薬		
セフロキシムL「フジタ」	フジタ製薬		
◆へ◆			
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸カ ナマイシン油性乳房注入剤 タイニーPK	フジタ製薬	PC・G30万単位 KM300mg(力価)1本	204.00
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジ ヒドロstreptomycin子宮注入剤 内膜炎用ネオポリンダールA	日本全薬工業	PC・G20万単位 DSM200mg(力価)1組	1,313.00
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジ ヒドロstreptomycin油性乳房注入 ニューサルマイS	日本全薬工業	PC・G30万単位 DSM300mg(力価)1容	101.00
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸フ ラジオマイシン油性乳房注入剤(エア ゾール剤) ハイポリS	日本全薬工業	PC・G30万単位 FM300mg(力価)1本	119.00
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジ ヒドロstreptomycin油性乳房注入 乾乳用軟膏A	日本全薬工業	PC・G100万単位 DSM1g(力価)1容器	238.00
◆ま◆			
マストリチン	共立製薬	10mL	866.00

第5部 その他

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
【注射薬】				
タウリン レバギニン	共立製薬	100mL1V	210.00	令和4年11月30日まで適用
フロルフェニコール注射液 フロルフェニコール注200「KS」	共立製薬	20%1mLV(PB)	58.00	令和4年12月31日まで適用
【注入・挿入薬】				
セファゾリン油性乳房注入剤 セファゾリンLC「KS」	共立製薬	150mg(力価)1容器	122.00	令和4年6月30日まで適用
セファゾリン油性乳房注入剤 セファゾリンDC「KS」	共立製薬	250mg(力価)1容器	202.00	令和4年7月31日まで適用